

ほごしゃ 保護者の みなさまへ

てきせいしゅうがく と く 適正就学の取り組みについて

す
～住んでいない 住所を 届けて 入学・通学は できません～

す
住んでいない 住所を 届けて 住んでいる 場所とちがう 校区の 学校
に 通うことはできないと 決まっています。

いっぽう おおさかし がっこうせんたくせい
一方 大阪市では「学校選択制」といって 住んでいる場所とちがう 校区の
がっこう えら かよ しく
学校を 選んで 通える 仕組みも あります。
また とくべつ す ばしょいがい がっこう かよ ゆる
特別に 住んでいる場所以外の学校へ通うことを 許す きまりも
あります。 くわ し がっこう く やくしょ おおさかしきょういくいいんかい
詳しく 知りたいときは 学校や 区役所 大阪市教育委員会に
き 聞いて ください。

こ たち こうへい がっこう かよ まも
子ども達が 公平に 学校に 通うためには ちゃんと ルールを守って
す こうく がっこう かよ す
住んでいる 校区の 学校に 通わないといけません。もし 住んでいない
じゅうしょ とど ちがう がっこう かよ わ ただ
住所を 届けて 違う 学校に 通っていることが 分かったら 正しい
こうく がっこう てんこう
校区の 学校に 転校しなければいけません。

これからも 子ども達が 公平に 学校で 学習できるように ほごしゃ
みなさんも 協力 してください。

大阪市教育委員会
大 阪 市 各 区 長

令和4年12月